

対策—その1 訳出にあたっての心構え

訳出に、「唯一の正解」はありませんが、英日翻訳部分でも触れましたように、この出題は、英日翻訳と一体を為すものとして構成されています。したがって、全ての解答については、文体及び訳語の使用を含めて、出題上で使用されているものを基準として訳出することが求められます。つまり、英日・日英を含めた全体としての統一性、整合性も考慮し、英日翻訳で使われている用語をこの出題に適用し、各自の訳出を構築してゆくことが肝要となります。英日翻訳出題部分は、法令用語改正要綱や内閣法制局の通知に則した用語使いを基礎としながらも、契約書の記述として慣習的に使用されている文体や用語が使われており、必ずしも、法律文書の平明化の傾向と一致するものではありません。したがって、英日出題原文のスタイルを見極め、これに合わせて日英訳文を作ってゆく必要があります。この出題部分では、如何に有効に既存の材料を活用できるかが鍵となります。プロの翻訳者としての活用技術を十分に披露してください。

対策—その2 訳出のポイント

英日翻訳出題で使用されている訳語の傾向を基調として、文面中で留意すべき箇所を取り上げますから、訳文を作る際のヒントとして活用してください。

1. 「専有の財産」は、単独の所有者である旨の表現として捉え、物理的な占有 (possession) のみでなく、物的権利が所有者のみに属する旨を示す訳語で、かつ平明な表現を選択すればよいでしょう。
2. 「権益」は、英日翻訳部分に記された「nothing contained in this Agreement shall be construed as an assignment to Licensee of any right, title or interest in or to the Name」部分を参照し、用語を導き出しましょう。
3. 同意する」は、「consent / assent」等の用語も候補となりますが、英日翻訳部分の英文記述から当然に推定できる訳語を選ばばよいでしょう。
4. 「期間に限り」は、単に対象範囲の制限を示すのみでなく、「期間のみ」という意図を加味し、条件として強調する訳出を考慮する必要もあるでしょう。
5. 「することができるものとする」は、日本語表現に引きずられることなく、ライセンスに伴う許可表現としての助動詞の活用を考慮すれば事足ります。「本補足契約書は、主契約書が有効である限り、効力を有するものとする (This Subsidiary Agreement shall be effective for so long as the Main Agreement is effective.)。」という文面と比較考量し、違いを出して見ましょう。

対策—その3 他の訳との比較検証

日本語に引きずられすぎない訳出を、上記対策と共に以下の訳文を参照しながら、再度、検討してみましよう。英日・日英の方向性の異なる翻訳をこなすことで、より翻訳に対する理解が深まり、受験対策に留まらない翻訳者としての技量に深みが増すことを期待しています。

翻訳例

Licensee agrees that the Name is the sole property of Licensor and that Licensee has no interest whatsoever in such Name. And Licensee may use the Name only for so long as the license granted hereby remains in full force and effect.